

序章 「あいちのみどり2020」の基本的事項

1 趣旨

戦後の高度経済成長に伴う都市化の進展により、市街地及びその周辺の土地の緑⁽¹⁾が減少していくなか、本県では、自然環境の保全及び県土の緑化⁽²⁾を適切に進めるため「自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例⁽³⁾（昭和48年3月30日条例第3号）」（以下「条例」という。）を制定するとともに、条例に基づき、市街地及びその周辺の土地の緑化を推進するため、昭和49年3月に愛知県緑化基本計画（第1次）を、昭和56年3月に第2次愛知県緑化基本計画を策定しました。

その後、第3次計画及び第4次計画は、県土の緑化を幅広く総合的に推進するための指針としてとりまとめ、県土の緑化を推進してきました。現在では、各部局の個別計画に位置付けられている緑化施策を始めとして、様々な形で緑化に関する施策・事業等が展開されています。

このため、今期計画は、条例第3条の趣旨を踏まえ、県が取り組む具体的な緑化関係施策・事業等について、国際的な課題となっている生物多様性⁽⁴⁾の保全と県民、企業、NPO⁽⁵⁾等の多様な主体による協働・連携の視点を加え体系化し、総合的に推進する指針とするため、「あいちのみどり2020」（以下「本書」という。）として取りまとめることとします。

2 背景

第4次計画を策定した平成10年（1998年）から10年を経過し、この間に環境の世紀とも言われる21世紀を迎えました。こうしたなか、緑を大きな要素とする自然環境への県民の関心は大きな高まりを見せ、多様な主体が協働して緑の保全と活用に取り組む様々な事例が見られるようになりました。

平成17年（2005年）に「自然の叡智」をテーマに愛知県で開催された日本国際博覧会（愛知万博）は、計画段階から実施に至るまで、県民、企業、NPO等と行政が協働し進めることとなり、多くの人々が自然への関心を高めるきっかけとなりました。

その後、万博の理念と成果は、様々な形でボランティア活動に受け継がれています。

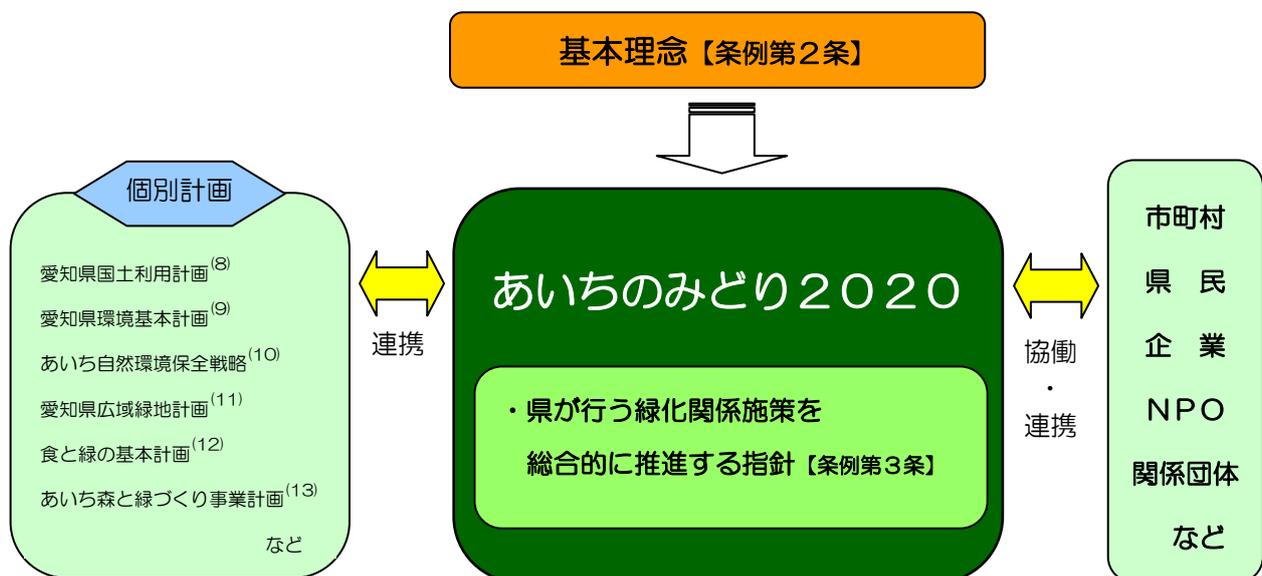
さらに、平成22年（2010年）には、愛知・名古屋で生物多様性条約第10回締約

国会議（COP10）⁽⁶⁾が開催され、改めて人と自然との関わりや生物多様性が私たちの生命と暮らしを支えていることについて考える機会に恵まれました。

また、森や緑などに対する県民の関心が高まっているなか、本県では、森林や都市の緑を県民共有の財産と位置付け、県民と行政が協働・連携して県内の森林の再生や都市の緑の充実を図るため、平成21年度から「あいち森と緑づくり税⁽⁷⁾」を導入し、森と緑の整備・保全を進めています。

3 位置付け

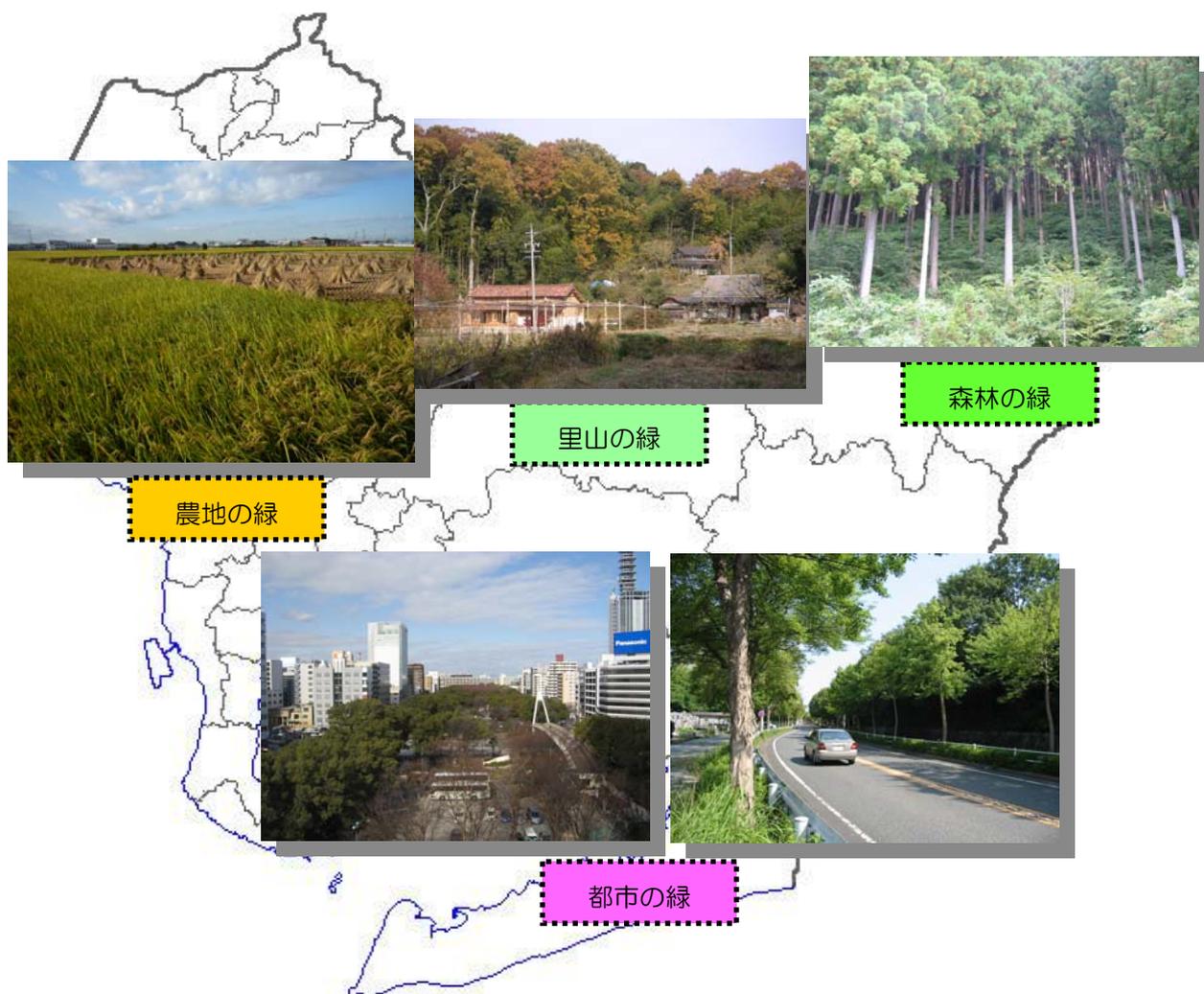
本書は、生命と暮らしを支える生物多様性を継承し、その恵みを持続的に享受することができるよう、緑化を進めることを基本理念とし、緑化に関わる県の様々な個別計画の連携、及び県民、企業、NPO等との協働・連携のもと、県土の緑化を推進する指針とします。



「あいちのみどり2020」の位置付け

4 対象区域

本書では、都市公園⁽¹⁴⁾や街路樹などの「都市の緑」、「森林の緑」、「農地の緑」、「里山⁽¹⁵⁾の緑」など、様々な形態の緑がある県内全域を対象とします。



5 計画期間

緑化関係施策は中・長期的な展望を持って取り組んでいく必要があること、並びに県土の利用に関する行政の指針となる「愛知県国土利用計画」及び都市緑化推進の指針となる「愛知県広域緑地計画」の計画期間等との整合性を考慮し、本書の計画期間は2020年度（平成32年度）までとします。

なお、緑化を取り巻く情勢に大きな変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】2011年度（平成23年度）～2020年度（平成32年度）

6 緑の機能

緑には、次表に示すように様々な公益的機能があります。

機 能	内 容
生物多様性保全	多くの野生動植物の生息・生育の場となるなど、遺伝子や生物種、生態系の多様性を保全する
地球環境保全	二酸化炭素の吸収や蒸散作用により、地球規模で自然環境を調節する
土砂災害防止・土壌保全	森林の下層植生や落葉落枝が地表の浸食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ
水源かん養	森林の土壌が降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して、洪水、渇水を緩和するとともに、雨水が森林土壌を通過することにより、水質を浄化する
快適環境形成	蒸発散作用等により気候を緩和するとともに、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着などにより快適な環境形成に寄与する
保健・レクリエーション	フィトンチッドに代表される樹木からの揮発性物質により、直接的に健康を増進させたり、行楽やスポーツの場を提供する
文化	森林の景観が行楽や芸術の対象として人々に感動を与えたり、日本人の自然観の形成に寄与する
都市環境の改善	ヒートアイランド現象 ⁽¹⁶⁾ の緩和、汚染物質の吸収・吸着による大気浄化、騒音・振動の防止等に寄与するとともに、生物の生息地や移動の回廊となるなど、都市における生物の多様性を保全する
都市の安全性・防災性の向上	震災時における避難路や避難場所等の安全性を高めるとともに、火災による延焼や崖崩れを防止したり、降水の浸透・保水により、水害防止に寄与する
美しい都市景観の形成	都市景観に潤いと美しさをもたらすとともに、地域の自然条件や歴史・文化に応じた個性的な景観の形成に寄与する
安らぎやレクリエーションの場の提供	人々に安らぎや豊かさ、季節感を与えたり、都市生活の中で生き物や自然にふれあう場を提供する

(参考：あいち森と緑づくり事業計画)